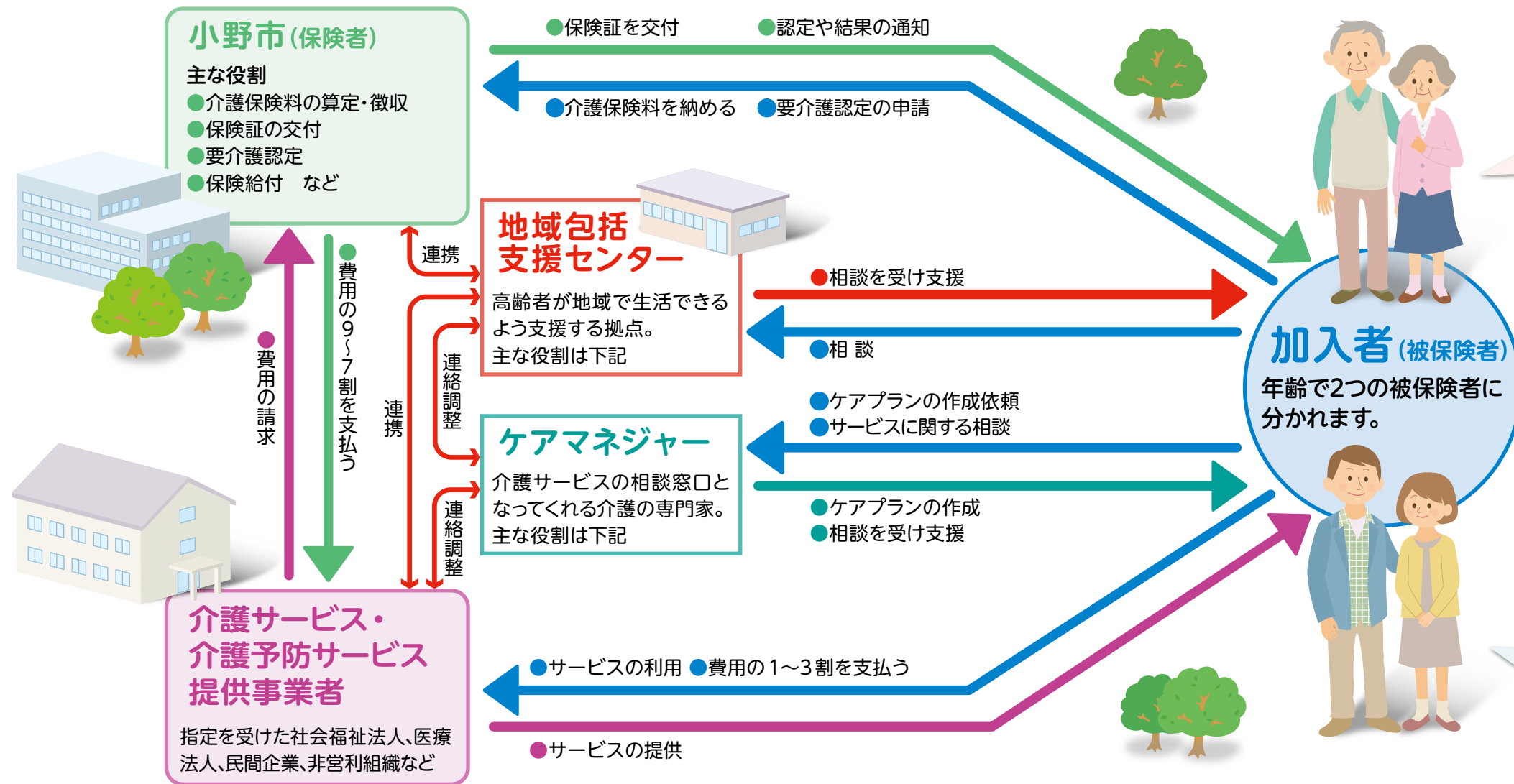


住み慣れた地域でいつまでも元気に



65歳以上(第1号被保険者)の方は介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(要介護認定→28ページ～)
介護が必要となった原因は問われません。

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき など

40～64歳(第2号被保険者)の方は介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、

下記の16種類が指定されています

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脳血管疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●多系統萎縮症 | ●関節リウマチ |
| ●初老期における認知症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●脊髄小脳変性症 | ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●脊柱管狭窄症 | ●末期がん |
| ●早老症 | |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

どんなスタッフがいるの？

社会福祉士
高齢者の権利擁護に関する相談 など

主任ケアマネジャー
事業者やケアマネジャーの指導 など

保健師(または経験のある看護師)
介護予防ケアプランの作成や介護予防指導 など



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は市区町村の介護保険担当の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」に所属しています。

